

平成31年1月から、農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険がスタートします。

対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- ・ 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

※ 青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組めます。

※ 青色申告を始める方は、3月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。

最寄りの税務署や青色申告会において、これから青色申告を始める方向けの記帳指導や説明会などを行っています。

地域のJAや農業委員会等でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ・ 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

- ・ 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含みます。
- ・ 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。
- ・ なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

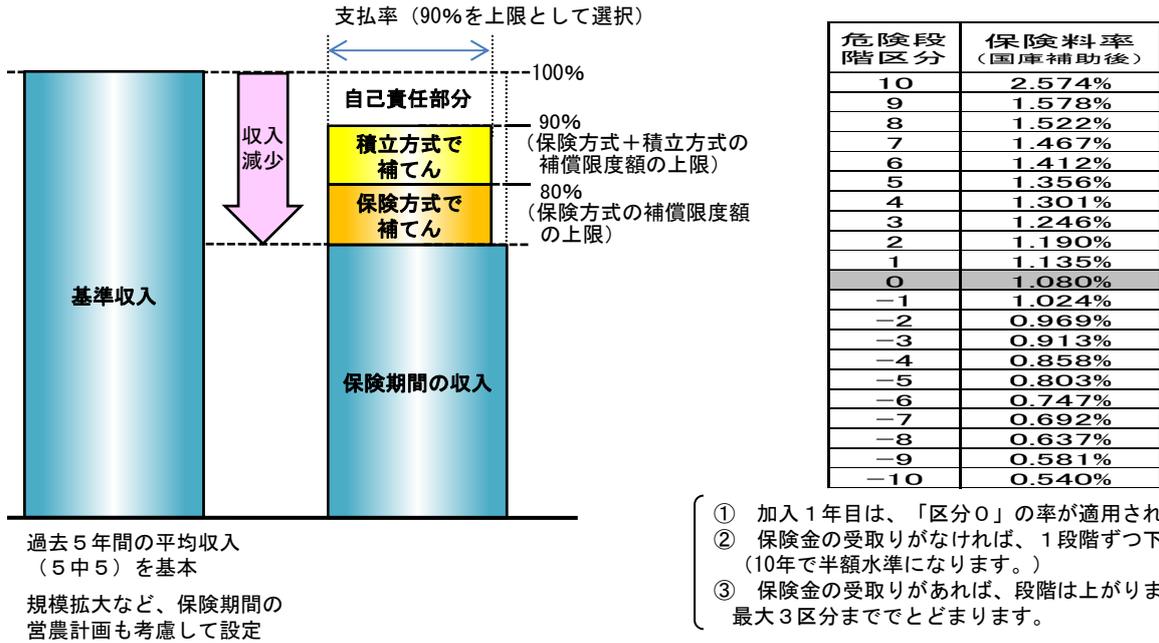
※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

※ なお、米については、水田フル活用への支援やきめ細かな情報提供を通じて、引き続き、その需給の安定を図ってまいります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。  
(補償限度)  
(支払率)

(※5年以上の青色申告実績がある場合)

- ・ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
- ・ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- ・ 保険料（掛金）率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補てん金額					
	<加入1年目>	<2年目以降>	収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた保険期間の収入 (対基準収入)
・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円	7.8万円±α	20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
・ 積立金 (掛捨てではない)	22.5万円	(22.5万円) 前年に積立金の取崩しがなければ、0	30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
・ 事務費	2.2万円	2.1万円	50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
合計	32.5万円		100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

8割以上の収入を確保

※1 保険料には50%の国庫補助があり、補償限度80%の場合、保険金額の1.08%です。  
 ※2 積立金には75%の国庫補助があり、積立金額の25%です。  
 ※3 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。

窓口は、地域の農業共済組合が担当しますので、御相談ください。

- ・ 実施主体は、全国農業共済組合連合会ですが、加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等が担当します。